

目次 (二)

國學總動員法 (一)
國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (三)

第六條

學校卒業者使用制限令 (六)

學校卒業者使用制限令施行規則 (八)

同 改 正 (五二)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定 (一九)

同 改 正 (五三)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定 (二〇)

同 改 正 (五四)

從業者雇入制限令 (二八)

從業者雇入制限令施行規則 (四一)

從業者雇入制限令第一條第一號ノ職業指定 (四三)

從業者雇入制限令第一條第二號ノ學校卒業者指定 (四四)

工業就業時間制限令 (二九)

工場就業時間制限令施行規則 (四七)

第二條ノ職業指定 (四八)

黄金統制令 (三〇)

黄金委員會官制 (三一)

黄金統制令施行規則 (三二)

黄金統制令第二條第一號ノ事業指定 (三五)

第十一條

會社利益配當及資金融通令 (三四)

利益配當審査委員會官制 (一〇)

資金融通審査委員會官制 (三〇)

會社利益配當及資金融通令施行細則 (三五)

稅務署長ヲシテ會社配當及資金融送令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件 (四六)

會社利益配當及資金融通令施行細則ニ依リ提出スヘキ報告書ノ代

用ニ關スル件 (四九) (五二) (五六)

第二十一條

國民職業能力申告令 (二二)

國民職業能力申告令施行規則 (一九)

國民登錄事務取扱規程 (二〇)

國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定 (二四)

國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定 (一五)

學科指定 (一六)

第二條第四號ノ養成施設 (一七)

第二條第五號ノ檢定、試験及免許指定 (一八)

第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特

例ニ關スル件 (二六)

國民職業能力申告令第十四條ノ官廳指定 (一七)

醫療關係者職業能力申告令 (七)

醫療關係者職業能力申告令施行規則 (一一)

醫療關係者職業能力申告等ニ關スル事務取扱手續 (一一)

獸醫師職業能力申告令 (二三)

獸醫師職業能力申告令施行規則 (二四)

獸醫師職業能力申告等ニ關スル事務取扱手續 (二五)

船員職業能力申告令 (二二)

船員職業能力申告令施行規定 (二二)

第二十二條

學校技能者養成令 (三二)

工場專業場技能者養成令 (三三)

工場業業場技能者養成委員會官制（三五）

工場業業場技能者養成令施行規則（三六）

工場業業場技能者養成令施行規則（三六）
第四條規定ノ事業主ニ雇傭セララルル養成

工タルヘキ者ノ資格ニ關スル件（三七）

工場業業場技能者養成令第二條ノ事業指定（三八）

工場業業場技能者養成令第二條ノ事業指定（三八）
施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四

年ニ於テ養成ヲ開始スヘキ養成工ニ付定ムルノ件（三九）

第十三條

工場業業場管理令（五）

第二十九條

總動員補償委員會規程（四）

第五十條

國家總動員審議會官制（三）